



ウィルキッズフィールド中野 宮園クラブ

2024年度

ご利用案内



ウィル キッズ フィールド

will kids field

もくじ

会社概要	P 1
ウィルキッズフィールドとは	P 2
入室要項等	P 3～
習い事会員	P 8

【会社概要】

運営会社： 株式会社グローイングアップ (<http://growing-up2010.com/>)
代表取締役 土屋 貴正
〒337-0043 さいたま市見沼区中川 979-3

【事業内容】

〈学 童〉(<http://will-kids-f.com/>)

ウィルキッズフィールド中野 宮園クラブ
〒164-0001 東京都中野区中野 1-55-3(2F)

ウィルキッズフィールド中野 野方クラブ
〒165-0027 東京都中野区野方 5-28-5(2F)
TEL 03-5356-6651 FAX 03-5356-6653

ウィルキッズフィールド足立 関原クラブ
〒123-0258 東京都足立区関原 2-15-16(1F)

ウィルキッズフィールド小平 花小金井クラブ
〒187-0002 東京都小平市花小金井 2-1-1 2F
TEL 042-452-7412 FAX 042-452-7413

ウィルキッズフィールド戸田 下前クラブ/下前クラブ2号店
〒335-0016 埼玉県戸田市下前 1-8-9
TEL 048-242-5243 FAX 048-242-5244

ウィルキッズフィールド戸田 新曽クラブ
〒335-0021 埼玉県戸田市新曽 1 8 8 8
TEL 048-229-3764 FAX 048-229-3964

ウィルキッズフィールド戸田 上戸田クラブ/上戸田クラブ2号店
〒335-0022 埼玉県戸田市上戸田 2-31-3
TEL 048-229-0658 FAX 048-229-0659

【ウィルキッズフィールドとは？】

ウィルキッズフィールドを一言で表すなら「地域で一番、遊びに一生懸命な学童」です。

子供達が成長をするにおいて、当然勉強も大切で、WKFでも宿題の習慣作りや学習プログラム等、学習についてもしっかりと取り組んでいます。成長過程にある子供たちにとって一番大切なことは、身体を動かし、様々なものに触れ、経験し、そこから刺激を受けて心身ともに成長していくことだと考えています。ですから、WKFではほぼ毎日外遊びに行きますし、学校が休みの日などは電車やバスを使ってのお出かけなど、積極的に外に飛び出すことを大切にしている学童です。

また毎月行う、工作教室やクッキング、走り方教室等多種多様なアクティビティ、平日に受講可能な外部講師による本格的な学習プログラム、夏と冬に2泊3日で行うキャンプやスキー教室等、WKFでしか体験できない充実した生活がここにはあります！

【ウィルキッズフィールドの特色】

積極的に外へ！

- 天気が悪くなければ毎日外遊びをします。
- 春、夏休みの遠足、水族館や動物園へのお出かけ等。



多彩な学習プログラム

- 外部講師による多彩な学びの場を提供します。
- 英語、習字、プログラミング教室を平日に開催(英検 jr 受験可能)



多種多様なイベント

- クッキング、実験、パーティー等子ども達の可能性を広げる様々なアクティビティを実施。
- 味噌作りや梅干し作り、干し柿作り等食育にも力を入れています。



様々なオプション

- 昼食、夕食(軽食)の提供
- 学校までのお迎え



お弁当例

ウィルキッズを母体とした別団体でのキャンプ活動

- 2泊3日で行うキャンプ体験や、スキー教室(学校のお友達を誘って参加しても OK)
- 普段一緒に生活しているスタッフが同行しますので初めてのお泊りでも安心です。



入室要項

【対象児童/営業時間】

対象児童	<p>学童クラブの対象児童は、以下に掲げる要件をすべて満たす児童です。</p> <p>(1)住所：中野区内に住所を有する児童（中野区に住民票があり実際に居住していること。但し、学童クラブを利用している年度の途中で区外へ転居した場合は、その年度に限り利用を継続できる）</p> <p>(2)学年：小学校1年生から6年生。ただし、4年生から6年生は、特別な支援を必要とする児童（※）</p> <p>(3)利用要件：保護者と児童の状況が学童クラブ利用要件（3ページ参照）に該当する児童</p> <p>※特別な支援を必要とする児童とは、身体障害者手帳、愛の手帳等の認定を受けている、あるいは発達について病院で診断を受けたり施設等に通所や相談をしていることと併せて、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断されるお子さんです。</p>
営業時間	<p>月～金 放 課 後～20:00</p> <p>土曜日/学校休業日 8:00～20:00</p>
休 日	日・祝・年末年始(12/29～1/3)

【入室対象校】

谷戸小学校 / 塔山小学校

【利用期間】

4月1日から翌年3月末日の1年間です。1年ごとの申請（年度単位の利用）となりますので、現在利用している方も、引き続き翌年度の利用を希望する場合は改めて申請してください。受け入れ人数に空きがある場合は、年度途中からの利用や夏休み等の短期(1ヵ月以上)利用もできます。

【定員】

35名

【入室方法について】

学 校	対 象
谷戸小	<p>1年生：スタッフによる徒歩送迎</p> <p>2・3年生：学年度とにまとまったの集団入室</p> <p>※悪天候等、スタッフによる送迎が必要だと判断した際は送迎を行います。</p>
塔山小	1～3年生：スタッフによる徒歩送迎

送迎は、通常下校（※）についてのみ行っております。また、送迎時間（下校時間）は利用予定表に記載の時間を基に行いますので、利用予定表には下校時刻を記入ください。

※希望制の行事に参加する場合、お迎えは対応できませんのでご注意ください。

【保育料等】

(1) 保育料 **月額5,600円** (児童一人につき)

(2) 納付方法 ゆうちょ銀行の口座からの自動振替

※お子様のお名前でもうちょ銀行の口座の開設をお願いします。

(3) 減額・免除(減免)について

	対象	内容
1	学童クラブ利用児童が複数いる世帯(※1)	2人目以降保育料月額2,800円
2	生活保護受給世帯 令和5年度住民税非課税世帯(※2) 令和5年度就学援助受給世帯(※3)	保育料免除
3	「学童クラブ利用休止届」を提出し、1日も利用しなかった月	保育料免除
4	アレルギーなどにより、学童クラブが用意するおやつを食べることができない児童	学童クラブ所長にご相談ください

(※1) 減額の対象となる学童クラブは、区内・外、公設・民設を問わず、放課後児童健全育成事業に規定されている放課後児童クラブ(中野区では学童クラブ)です。

(※2) 「住民税非課税世帯」の場合、2023年1月1日から引き続き中野区に居住されている世帯については「非課税証明書」の提出の必要はありませんが、住民税の申告が必要な方は必ず期日までにお済ませください。(税の申告については区役所税務課または税務署にお尋ねください。)

(※3) 「就学援助」とは小・中学校に通うお子さんがいる家庭に対して、家庭の事情に応じて学用品費や給食費等の援助を行なう制度です。4月に学校から申請書が配布され、6月下旬に就学援助の可否が決定されます。就学援助の手続きについては、中野区立の各小学校から「就学援助のお知らせ」が配付されていますので、そちらをご参照ください。また、新1年生で、新入学学用品費の就学援助の支給が3月31日までに決定している場合は、4～6月分の保育料が免除となります。

(5) 保育料の決定

① 学童クラブ利用が決定した児童を対象に、区が所有する情報に基づき決定します。

(4～6月分は前年度の情報により決定します。)

② 保育料は4月中旬に決定し、保護者へ通知します。なお、6月の住民税及び就学援助確定時期に保育料の見直しを行い、変更が生じる世帯については、改めて保護者へ通知します。

(6) 同意書について(利用決定後に提出)

保育料の決定にあたっては、区が皆さまの課税状況等を確認させていただき、減免を含めた決定を行います。それに伴い、課税状況の確認をするための保護者の方の同意が必要となります。

保育料減免の希望の有無にかかわらず、全員の方の提出が必要です。同意書の提出がない場合は、減免の対象となりませんので、ご注意ください。

★2023(令和5)年1月2日以降に中野区に転入された世帯の方へ

2024(令和6)年4月～6月の保育料決定のため、世帯全員が住民税非課税もしくは就学援助を受給して入り場合は、以下の書類(両方該当する世帯はどちらか一方)をご提出ください。

住民税非課税世帯	前住所地発行の「令和5年祖(令和4年分)住民税課税証明書(非課税証明書)世帯全員分
就学援助受給世帯	前住所地の教育委員会からの決定通知等

※2023年度に中野区の公設学童クラブを利用している場合は提出の必要はありません。

※2024年7月以降の保育料につきましては

【利用要件】

クラブを利用できる要件は、(1)保護者の状況、(2)児童の状況のいずれも該当する場合です。

(1)保護者の状況

就労	雇用されている場合	
	会社経営または自営の場合	
就学または就労のための技能習得	学校教育法に定める学校等、または職業訓練施設に通っている場合(就学場所等が自宅外に限る)	
疾病	入院	1か月以上の長期入院をしている場合
	自宅療養	医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし(常時病臥状態)、児童の保護に当たることが相当の負担になる場合
障害	身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上又は精神障害者保健福祉手帳3級以上の場合で、常態として児童の保護に当たれない状況にある場合	
看護・介護等	親族等の看護・介護のため、常態として児童の保護に当たれない状況にある場合	
求職	求職期間中において、放課後1時間30分以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	
その他	前各号に掲げるもののほか、明らかに適切な保護に当たれないと認められる場合	

※就労等の時間には通勤時間も含まれます。

※夜間就労の場合は、帰宅後睡眠休息など就労に必要な時間をとるものと仮定して、就労等の終了時間から8時間を加えた時間を就労等の終了時間とみなします。

※就労中で産前産後休暇を取得している場合は利用要件に該当しますが、育児休業中は該当しません。

※保護者のどちらか一方が休みの場合は、保護が必要な日には当たりません。

※両親が不存在の場合は、養育者の就労状況等で判定します。

※求職による利用期間は1ヶ月、年1回限りとします。

※「常態」とは、概ね1か月間は同じ状態とします。

(2)児童の状況

保護が必要な日の、放課後1時間30分以上学童クラブを利用する日が週3日(4週で12日)以上あることを常態とする場合。※4年生から6年生は、特別な支援を必要とする児童とする。

※放課後とは、1年生は14時～、2年生は14時半～、3年生は15時～となります。

その他

【お弁当】

(税別)

お弁当(昼食):要予約	600円/1食(予定)
お弁当(夕食):当日可	学童 500円/1食

※昼・夕食共にご家庭で作ったお弁当をご持参頂くことも可能です。但し、ご持参頂いたお弁当用の冷蔵庫、電子レンジやお湯等をご用意しておりません。また、常温保存となりますので予めご了承下さい。※お弁当(ミール)をご依頼の場合は、前営業日の12時までにお申し出ください。

【おやつ】

学童クラブ利用時間内におやつ等の提供をします。食物アレルギーのあるお子さんについては、申請の際、専門医の診断を受けた内容を利用申請書に記入してください。利用決定後個別に状況をお聞きします。また、利用開始前に学校に提出した『学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)』のコピーを提出して頂くことがあります。※食物アレルギーのあるお子さんについては、おやつや補食を提供できない場合があります。

【土曜日について】

土曜日の利用については、予め「利用予定表」で申請をお願いいたします。

【支払方法】

料金のお支払いは、毎月28日に翌月の月謝及び、前月のオプション利用(お弁当代、アクティビティー等)料金を指定のゆうちょ口座より引落致します。

利用開始に当たり

- ① 児童の名前でゆうちょ銀行口座を開設ください。(兄弟の場合はどなたか一人の名義で結構です)
- ② 自動振込みの手続き(用紙をお渡ししますので記入の上、お近くの郵便局にご提出ください)

【退会及び利用方法の変更について】

WKFまたは学習プログラムの退会及び利用方法(曜日、時間等)の変更を希望される場合は、退会(変更)予定月の10日までにその旨書面にてご連絡ください。それ以降のお申し出による退会(変更)の申し入れについては対応できず、翌月分の月謝等は返金できませんのでご了解ください。

学習プログラム

WKFでは、外部講師による本格的な習い事を受講することが可能です。
詳しい内容については「学習プログラム一覧」をご覧ください。

【申込方法】

WKF内で行っている「学習プログラム」については、別紙「学習プログラム一覧」の内容をご確認の上、申込書に必要事項を記入いただきお申込みください。

また、当月（10日以降の場合は翌月分も）の月謝及びその他必要な費用については、指定の口座までお振込をお願いいたします。